

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額について

平成30年8月診療分より自己負担限度額が以下のとおり変更となります。

平成30年7月診療分まで

区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回該当: 44,400円>
	標準報酬月額 26万円以下		14,000円 年間上限 144,000円
低所得	II 住民税非課税	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税 (収入が一定以下)		15,000円



平成30年8月診療分から

...平成30年8月からの変更箇所

区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	III 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% <多数回該当: 140,100円>	
	II 標準報酬月額 53万円~79万円	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% <多数回該当: 93,000円>	
	I 標準報酬月額 28万円~50万円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回該当: 44,400円>	
一般	標準報酬月額 26万円以下	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回該当: 44,400円>
	II 住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得	I 住民税非課税 (収入が一定以下)		15,000円

年間上限について

※基準日(7月31日)時点の所得が一般区分または低所得区分に該当する場合、計算期間(前年8月1日~7月31日)のうち、一般区分または低所得区分であった月の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えた額が支給されます。